

十七 第 68 条の 27 ((特定地域における工業用機械等の特別償却) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(中小規模法人等であるかどうかの判定の時期)</p> <p>68 の 27-15 ……………</p> <p>……………<u>産業振興機械等の取得等をした日及び</u>……………</p>	<p>(中小規模法人等であるかどうかの判定の時期)</p> <p>68 の 27-15 ……………</p> <p>……………<u>その取得等をした産業振興機械等を</u>……………</p>

十八 第 68 条の 31 ((障害者を雇用する場合の機械等の割増償却) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>68 の 31-1 <u>削 除</u></p> <p>(公共職業安定所の長の証明)</p> <p>68 の 31-2 <u>措置法令第 39 条の 60</u>……………</p> <p><u>(常時雇用する者の判定)</u></p> <p><u>68 の 31-4 措置法令第 39 条の 60 第 2 項から第 5 項までに規定する常時雇用する者かどうかは、1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であるかどうかにより判定する。</u></p> <p>(短時間労働者等の意義)</p> <p>68 の 31-5 <u>措置法令第 39 条の 60 第 2 項、第 3 項第 1 号及び第 5 項</u>……………</p> <p>……………<u>同条第 3 項第 3 号</u>……………<u>とは、1 週間の所定労働時間が 30 時間未</u></p> <p><u>満である身体障害者又は知的障害者をいい、</u>……………<u>とは、1 週間の所</u></p>	<p><u>(障害者として取り扱うことができる者)</u></p> <p>68 の 31-1 <u>所得税基本通達 2-38 の取扱いは、措置法第 68 条の 31 第 2 項第 1 号に規定する障害者について準用する。</u></p> <p>(公共職業安定所の長の証明)</p> <p>68 の 31-2 <u>措置法令第 39 条の 60 第 1 項から第 4 項まで</u>……………</p> <p>(新 設)</p> <p>(短時間労働者等の意義)</p> <p>68 の 31-4 <u>措置法令第 39 条の 60 第 1 項、第 2 項第 1 号及び第 4 項</u>……………</p> <p>……………<u>同条第 2 項第 3 号</u>……………<u>並びに</u>……………<u>及び</u>……………</p> <p>……………<u>20 時間以上の労働者をいう。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>定労働時間が 30 時間未満である重度身体障害者又は重度知的障害者をいい、… ……………30 時間未満である精神障害者をいう。</p>	

十九 第 68 条の 43 (海外投資等損失準備金) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>68 の 43-11 <u>削 除</u></p> <p>(評価減をした場合の海外投資等損失準備金の取崩し)</p> <p>68 の 43-12 …………… ……………措置法第 68 条の 43 第 4 項第 5 号括弧書の<u>規定により除くこと</u> <u>とされている場合</u>……………</p> <p>(特定法人が適格合併をした場合)</p> <p>68 の 43-16 ……………</p>	<p><u>(資本の払戻しをした場合の海外投資等損失準備金の取崩しの計算)</u></p> <p>68 の 43-11 <u>海外投資等損失準備金に係る特定法人の特定株式等が当該特定法人の行う資本の払戻しの対象となった場合における措置法第 68 条の 43 第 4 項 (第 5 号に係る部分に限る。) の規定により益金の額に算入する金額 (以下 68 の 43-11 において「益金算入額」という。) は、法第 61 条の 2 第 17 項の規定により同条第 1 項第 2 号に規定するその有価証券の譲渡に係る原価の額とされる金額となるのであるが、連結法人が、当該特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額に令第 119 条の 9 第 1 項に規定する割合を乗じて計算した金額をもって益金算入額とした場合には、これを認める。</u></p> <p>(評価減をした場合の海外投資等損失準備金の取崩し)</p> <p>68 の 43-12 …………… ……………措置法第 68 条の 43 第 4 項第 5 号括弧書……………</p> <p>(特定法人が適格合併をした場合)</p> <p>68 の 43-16 ……………</p>

改 正 後	改 正 前
…………… <u>同号及び措置法令第 39 条の 72 第 11 項</u> ……………	…………… <u>同項第 4 号及び措置法令第 39 条の 72 第 10 項</u> ……………

二十 第68条の43の3（特定事業再編投資損失準備金）関係

改 正 後	改 正 前
（海外投資等損失準備金の取扱いの準用） 68 の 43 の 3-1 …………… …………… <u>68 の 43-12 から 68 の 43-15 まで</u> ……………	（海外投資等損失準備金の取扱いの準用） 68 の 43 の 3-1 …………… …………… <u>68 の 43-11 から 68 の 43-15 まで</u> ……………

二十一 第 68 条の 44（金属鉱業等鉱害防止準備金）関係

改 正 後	改 正 前
<u>（損金の額に算入されなかった金属鉱業等鉱害防止準備金がある場合）</u> <u>68 の 44-1 の 2 連結法人が金属鉱業等鉱害防止準備金を積み立てている特定施設（措置法第 68 条の 44 第 1 項に規定する特定施設をいう。）について、既に積み立てた金属鉱業等鉱害防止準備金のうちに損金の額に算入されなかった部分の金額がある場合においても、同条第 2 項に規定する「鉱害防止事業を実施する場合において、同法第 9 条の規定により当該特定施設に係る鉱害防止積立金の取戻しをしたとき」の同項の規定により益金の額に算入する金額は、損金算入により積み立てられた金属鉱業等鉱害防止準備金の金額のうち同項に規定する取戻しをした鉱害防止積立金の額に達するまでの金額であることに留意する。</u>	（新 設）

二十二 旧第 68 条の 48 (新幹線鉄道大規模改修準備金) 関係

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<u>第 68 条の 48 (新幹線鉄道大規模改修準備金) 関係</u>
(廃 止)	<p><u>(適格合併等により引継ぎを受けた新幹線鉄道大規模改修準備金の均分取崩し)</u></p> <p><u>68 の 48-1 適格合併、適格分割又は適格現物出資により引継ぎを受けた新幹線鉄道大規模改修準備金 (連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた新幹線鉄道大規模改修準備金を含む。以下同じ。) の措置法第 68 条の 48 第 4 項の規定による準備金の均分取崩しについては、68 の 43-8 の取扱いに準じて取り扱うものとする。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(金属鉱業等鉱害防止準備金の取扱いの準用)</u></p> <p><u>68 の 48-2 新幹線鉄道大規模改修準備金の積立額に係る積立限度超過額については、68 の 44-2 の取扱いに準じて取り扱うものとする。</u></p>

二十三 旧第 68 条の 53 (使用済燃料再処理準備金) 関係

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<u>第 68 条の 53 (使用済燃料再処理準備金) 関係</u>
(廃 止)	<p><u>(金属鉱業等鉱害防止準備金の取扱いの準用)</u></p> <p><u>68 の 53-1 使用済燃料再処理準備金 (連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた使用済燃料再処理準備金を含む。) の積立額に係る積立限度超過額については、68 の 44-2 の取扱いに準じて取り扱うものとする。</u></p>

二十四 第 68 条の 55 (《保険会社等の異常危険準備金》) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(損金の額に算入されなかった異常危険準備金がある場合)</p> <p>68 の 55-6 ……………</p> <p>既に……………<u>場合においても、措置法第 68 条の 55 第 1 項に規定する異常災害損失が生じたときの同条第 6 項の規定により益金の額に算入する金額は、……………の金額のうち同項に規定する異常災害損失の額に達するまでの金額であることに留意する。</u></p>	<p>(損金の額に算入されなかった異常危険準備金がある場合)</p> <p>68 の 55-6 ……………</p> <p><u>異常危険による損失が生じたため当該準備金を取り崩した場合において、既に……………ときは、当該取り崩した金額は、まず、……………から取り崩されたものとして取り扱う。</u></p>

二十五 第 68 条の 61 (《探鉱準備金又は海外探鉱準備金》) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>68 の 61-18 <u>削 除</u></p>	<p><u>(償還期間の判定)</u></p> <p>68 の 61-18 <u>措置法令第 39 条の 88 第 17 項において償還期間が 10 年以上であるかどうかは、次に掲げる場合は、次による。</u></p> <p>(1) <u>貸付けが一定の期間内に分割して行われている場合において、それぞれの貸付金ごとに返済期限が定められているときは、それぞれの貸付金額につきその貸付けの日からそれぞれの返済期限までの期間による。</u></p> <p>(2) <u>貸付けが一定の期間内に分割して行われている場合において、それぞれの貸付金の返済期限が全て同一の期日をもって定められているときは、それぞれの貸付けの日からその返済期限までの期間による。</u></p> <p>(3) <u>貸付けが一定の期間内に分割して行われ、かつ、その返済が全体として賦払とされている場合には、最初に貸し付けられた金額から順次返済されるものとしたときにおけるそれぞれの貸付けの日からその賦払金の支払の期日までの期間による。</u></p>

二十六 第 68 条の 63 の 2 (国家戦略特別区域における連結法人である指定法人の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>第 6 章の 2 <u>国家戦略特別区域における連結法人である指定法人の課税の特例</u></p> <p>第 68 条の 63 の 2 (国家戦略特別区域における連結法人である指定法人の課税の特例) 関係</p> <p>(軽減対象連結所得金額に係る益金の額)</p> <p>68 の 63 の 2-1 <u>措置法令第 39 条の 90 の 2 第 2 項</u>に規定する軽減対象連結所得金額 (以下「軽減対象連結所得金額」という。) を計算する場合の益金の額は、同項に規定する特定事業 (以下「特定事業」という。) に係る収入金額の合計額によるから、次に掲げるような金額はこれに含まれないことに留意する。</p> <p>ただし、貸倒引当金等の引当金、準備金の益金算入額のうちこれらの引当金、準備金を繰り入れた連結事業年度 (その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度) において軽減対象連結所得金額 (<u>措置法令第 37 条第 2 項</u>に規定する軽減対象所得金額を含む。) の計算上損金の額に算入された繰入金額に相当する金額は当該益金の額に算入する。</p> <p>(1) 国庫補助金、補償金、保険金その他これらに準ずるものの収入による益金の額</p> <p>(2) 固定資産又は有価証券の譲渡又は評価に係る益金の額</p> <p>(3) 受取配当金、受取利子等の営業外収益の額</p> <p>(軽減対象連結所得金額に係る損金の額)</p> <p>68 の 63 の 2-2 軽減対象連結所得金額を計算する場合の損金の額は、特定事業に係る収入金額に対応する売上原価の額並びに販売費、一般管理費その他の費</p>	<p>第 6 章の 2 <u>国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人の課税の特例</u></p> <p>第 68 条の 63 の 2 (国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人の課税の特例) 関係</p> <p>(軽減対象連結所得金額に係る益金の額)</p> <p>68 の 63 の 2-1 <u>措置法令第 39 条の 90 の 2 第 3 項</u>に規定する軽減対象連結所得金額 (以下「軽減対象連結所得金額」という。) を計算する場合の益金の額は、同項に規定する特定事業 (以下「特定事業」という。) に係る収入金額の合計額によるから、次に掲げるような金額はこれに含まれないことに留意する。</p> <p>ただし、貸倒引当金等の引当金、準備金の益金算入額のうちこれらの引当金、準備金を繰り入れた連結事業年度 (その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度) において軽減対象連結所得金額 (<u>措置法令第 36 条の 2 第 3 項</u>に規定する軽減対象所得金額を含む。) の計算上損金の額に算入された繰入金額に相当する金額は当該益金の額に算入する。</p> <p>(1) 国庫補助金、補償金、保険金その他これらに準ずるものの収入による益金の額</p> <p>(2) 固定資産又は有価証券の譲渡又は評価に係る益金の額</p> <p>(3) 受取配当金、受取利子等の営業外収益の額</p> <p>(軽減対象連結所得金額に係る損金の額)</p> <p>68 の 63 の 2-2 軽減対象連結所得金額を計算する場合の損金の額は、特定事業に係る収入金額に対応する売上原価の額並びに販売費、一般管理費その他の費</p>

改 正 後	改 正 前
<p>用及び損失の額によるのであるから、次に掲げる金額はこれに含まれることに留意する。</p> <p>(1) <u>特定事業に属する棚卸資産の評価換えによる損失の額</u></p> <p>(2) <u>特定事業に専属して使用される減価償却資産又は繰延資産の償却費の額</u></p> <p>(3) <u>特定事業に専属して使用される減価償却資産の除却、滅失、評価換え又は譲渡による損失の額（保険金、補償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額を除く。）</u></p> <p><u>(災害損失の区分の特例)</u></p> <p><u>68の63の2-3 特定事業に専属して使用される減価償却資産の滅失損その他の特定事業に係る損失の額で災害その他やむを得ない事由により生じた臨時巨額なものについては、特定事業に係る収入金額と特定事業に係る収入金額以外の収入金額の比その他合理的と認められる基準により区分した金額を特定事業に係る損金の額として計算することができるものとする。</u></p> <p><u>(支払利子の区分の特例)</u></p> <p><u>68の63の2-4 支払利子の額で特定事業に係るものの金額は、措置法令第39条の90の2第3項の規定により合理的と認められる基準により配分するのであるが、各連結事業年度における支払利子の額のうち次に掲げる金額があるときは、当該金額は支払利子の額に含めないことができるものとする。</u></p> <p>(1) <u>受取配当金の益金不算入額の計算上株式等に係る部分の金額として益金不算入額から控除した金額に相当する金額</u></p> <p>(2) <u>子会社等のために借り入れて子会社等へひも付融資をしている負債の支払利子の額で子会社等からの受取利子の額に相当する金額</u></p>	<p>用及び損失の額によるのであるから、次に掲げる金額はこれに含まれることに留意する。</p> <p>(1) <u>棚卸資産の評価換えによる損失の額</u></p> <p>(2) <u>減価償却資産又は繰延資産の償却費の額</u></p> <p>(3) <u>減価償却資産の除却、滅失、評価換え又は譲渡による損失の額（保険金、補償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額を除く。）</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(共通費用の額の配分基準の継続)</u></p> <p><u>68 の 63 の 2-5 措置法令第 39 条の 90 の 2 第 3 項に規定する共通費用の額について適用した同項に規定する合理的と認められる基準は、その後の連結事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）においても継続して適用しなければならないものとする。</u></p> <p><u>④ この配分基準の継続が行われているかどうかの判定は、連結法人ごとに行うものとする。</u></p> <p>(申告に係る損金の額に算入されるべき金額の意義)</p> <p><u>68 の 63 の 2-6 措置法第 68 条の 63 の 2 第 3 項に規定する「申告に係るその損金の額に算入されるべき金額」の意義については、68 の 63-8 の取扱いを準用する。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(申告に係る損金の額に算入されるべき金額の意義)</p> <p><u>68 の 63 の 2-3 措置法第 68 条の 63 の 2 第 3 項に規定する「申告に係るその損金の額に算入されるべき金額」の意義については、68 の 63-8 の取扱いを準用する。</u></p>

二十七 第 68 条の 64 ((農業経営基盤強化準備金) 関係)

改 正 後	改 正 前
第 7 章 連結法人である <u>認定農地所有適格法人等</u> の課税の特例	第 7 章 連結法人である <u>認定農業生産法人等</u> の課税の特例

二十八 第 68 条の 66 ((交際費等の損金不算入) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(情報提供料等と交際費等との区分)</p> <p>68 の 66 (1) - 8</p> <p>(1)</p>	<p>(情報提供料等と交際費等との区分)</p> <p>68 の 66 (1) - 8</p> <p>(1)</p>

改 正 後	改 正 前
(2)	(2)
(3)	(3)
(掛)	(掛)
..... <u>所得税法第 161 条第 1 項各号又は法第 138 条第 1 項各号</u> <u>所得税法第 161 条各号又は法第 138 条各号</u>
.....	

二十九 第 68 条の 68 ((土地の譲渡等がある場合の特別税率) 関係)

改 正 後	改 正 前
(土地区画整理法に規定する組合員である個人又は法人の意義)	(土地区画整理法に規定する組合員である個人又は法人の意義)
68 の 68 (5) -21	68 の 68 (5) -21
..... <u>措置法規則第 21 条の 19 第 11 項第 2 号イ及びロ</u> <u>措置法規則第 21 条の 19 第 10 項第 2 号イ及びロ</u>
(国土利用計画法の許可を受けて買い取られる場合)	(国土利用計画法の許可を受けて買い取られる場合)
68 の 68 (5) -32	68 の 68 (5) -32
..... <u>措置法規則第 21 条の 19 第 11 項第 1 号イ(1)</u> に規定する..... <u>同号イ(1)</u> に掲げる..... <u>措置法規則第 21 条の 19 第 10 項第 1 号イ(1)</u> に規定する..... <u>措置法規則第 21 条の 19 第 10 項第 1 号イ(1)</u> に掲げる.....
(国土利用計画法の届出をして買い取られる場合)	(国土利用計画法の届出をして買い取られる場合)
68 の 68 (5) -33	68 の 68 (5) -33
..... <u>措置法規則第 21 条の 19 第 11 項第 1 号イ(2)</u> <u>措置法規則第 21 条の 19 第 10 項第 1 号イ(2)</u>
..... <u>措置法規則第 21 条の 19 第 11 項第 1 号イ(2)</u> <u>措置法規則第 21 条の 19 第 10 項第 1 号イ(2)</u>
(1)	(1)
(2)	(2)

改 正 後	改 正 前
<p>(証明書類の添付がなかったことについてやむを得ない事情がある場合の除外規定の適用)</p> <p>68 の 68(6) - 12 ……………</p> <p>……………<u>措置法規則第 21 条の 19 第 11 項各号</u>……………</p> <p>(信託財産に属する土地等の譲渡に係る証明書類の添付)</p> <p>68 の 68(6) - 13 ……………</p> <p>……………<u>措置法規則第 21 条の 19 第 11 項各号</u>……………</p>	<p>(証明書類の添付がなかったことについてやむを得ない事情がある場合の除外規定の適用)</p> <p>68 の 68(6) - 12 ……………</p> <p>……………<u>措置法規則第 21 条の 19 第 10 項各号</u>……………</p> <p>(信託財産に属する土地等の譲渡に係る証明書類の添付)</p> <p>68 の 68(6) - 13 ……………</p> <p>……………<u>措置法規則第 21 条の 19 第 10 項各号</u>……………</p>

三十 第 68 条の 70～第 68 条の 73 ((収用等の場合の課税の特例) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(代替資産の先行取得期間)</p> <p>68 の 70(3) - 7 ……………</p> <p>……………特別償却……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>(圧縮記帳をした資産についての特別償却等の不適用)</p> <p>68 の 70(3) - 17 ……………</p> <p>……………特別償却……………</p>	<p>(代替資産の先行取得期間)</p> <p>68 の 70(3) - 7 ……………</p> <p>……………特別償却(<u>措置法第 46 条及び第 68 条の 31 の規定によるものを除く。</u>)……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>(圧縮記帳をした資産についての特別償却等の不適用)</p> <p>68 の 70(3) - 17 ……………</p> <p>……………特別償却(<u>措置法第 68 条の 31 の規定によるものを除く。</u>)……………</p>

三十一 第 68 条の 73 ((収用換地等の場合の連結所得の特別控除) 関係)

改 正 後	改 正 前
(許可を要しないこととなった日の意義) 68 の 73-9 (1) (2) <u>同規則第 29 条第 14 号</u>	(許可を要しないこととなった日の意義) 68 の 73-9 (1) (2) <u>同規則第 32 条第 14 号</u>

三十二 第 68 条の 76 ((農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除) 関係)

改 正 後	改 正 前
(農地保有の合理化等の証明書の区分一覧表) 68 の 76-2 <u>農地所有適格法人</u>	(農地保有の合理化等の証明書の区分一覧表) 68 の 76-2 <u>農業生産法人</u>

三十三 第 68 条の 78~第 68 条の 80 ((特定の資産の買換えの場合等の課税の特例) 関係)

改 正 後	改 正 前
(圧縮記帳をした資産についての特別償却等の不適用) 68 の 78(3)-11特別償却.....	(圧縮記帳をした資産についての特別償却等の不適用) 68 の 78(3)-11特別償却 <u>(措置法第 68 条の 31 の規定によるものを除く。)</u>
(事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却等) 68 の 78(3)-12	(事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却等) 68 の 78(3)-12

改 正 後	改 正 前
<p>……………措置法第 68 条の 10、第 68 条の 11、第 68 条の 13 から第 68 条の 15 まで、第 68 条の 15 の 4、第 68 条の 15 の 6、第 68 条の 16、第 68 条の 17、第 68 条の 19、第 68 条の 24、<u>第 68 条の 26、第 68 条の 27</u>、第 68 条の 29、<u>第 68 条の 31</u> 及び第 68 条の 33 から第 68 条の 36 まで……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>④ 1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>(特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用)</p> <p>68 の 78(3)－13 ……………</p> <p>……………措置法第 68 条の 10、第 68 条の 11、第 68 条の 13 から第 68 条の 15 まで、第 68 条の 15 の 4、第 68 条の 15 の 6、第 68 条の 16、第 68 条の 17、第 68 条の 19、第 68 条の 24、<u>第 68 条の 26、第 68 条の 27</u>、第 68 条の 29、<u>第 68 条の 31</u> 及び第 68 条の 33 から第 68 条の 36 まで……………</p>	<p>……………措置法第 68 条の 10、第 68 条の 11、第 68 条の 13 から第 68 条の 15 の 2 まで、第 68 条の 15 の 4、第 68 条の 15 の 6、第 68 条の 16、第 68 条の 17、第 68 条の 19、第 68 条の 24 から第 68 条の 27 まで、第 68 条の 29 及び第 68 条の 33 から第 68 条の 36 まで……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>④ 1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>(特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用)</p> <p>68 の 78(3)－13 ……………</p> <p>……………措置法第 68 条の 10、第 68 条の 11、第 68 条の 13 から第 68 条の 15 の 2 まで、第 68 条の 15 の 4、第 68 条の 15 の 6、第 68 条の 16、第 68 条の 17、第 68 条の 19、第 68 条の 24 から第 68 条の 27 まで、第 68 条の 29 及び第 68 条の 33 から第 68 条の 36 まで……………</p>

三十四 第 68 条の 90～第 68 条の 93(連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(株式等の保有を主たる事業とする統括会社の適用除外判定)</p> <p>68 の 90－16 の 3 ……………</p> <p>……………固定施設を有し(……)……………自ら行っている(……)</p> <p>……………</p> <p>措置法令第 39 条の 117 第 14 項……………</p>	<p>(株式等の保有を主たる事業とする統括会社の適用除外判定)</p> <p>68 の 90－16 の 3 ……………</p> <p>……………固定施設を有し……………自ら行っている……………</p> <p>……………</p> <p>措置法令第 39 条の 117 第 11 項……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(事業の判定)</p> <p>68 の 90-17 ……………</p> <p><u>措置法令第 39 条の 117 第 14 項第 1 号</u>……………</p> <p>(注) ……………</p> <p><u>(特定保険協議者の管理支配基準の判定)</u></p> <p>68 の 90-17 の 5 <u>措置法令第 39 条の 117 第 6 項に規定する特定保険協議者がその本店所在地国においてその事業の管理、支配及び運営を自ら行っているかどうかの判定は、68 の 90-16 前段の取扱いにより行うことに留意する。</u></p> <p>(金融商品取引業を営む特定外国子会社等が受けるいわゆる分与口銭)</p> <p>68 の 90-18 ……………</p> <p>……………<u>措置法令第 39 条の 117 第 10 項第 4 号</u>……………</p> <p>(適用除外の特定外国子会社等であることの証明)</p> <p>68 の 90-19 ……………</p> <p>……………<u>措置法規則第 22 条の 76 第 3 項第 2 号から第 6 号まで</u>……………</p> <p>……………</p> <p>(統括会社に該当することの証明)</p> <p>68 の 90-19 の 3 ……………</p> <p>……………<u>措置法規則第 22 条の 76 第 5 項第 4 号</u>……………</p> <p>(統括業務の基となる契約に係る書類の写し)</p>	<p>(事業の判定)</p> <p>68 の 90-17 ……………</p> <p><u>措置法令第 39 条の 117 第 11 項第 1 号</u>……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>(新 設)</p> <p>(金融商品取引業を営む特定外国子会社等が受けるいわゆる分与口銭)</p> <p>68 の 90-18 ……………</p> <p>……………<u>措置法令第 39 条の 117 第 8 項第 4 号</u>……………</p> <p>(適用除外の特定外国子会社等であることの証明)</p> <p>68 の 90-19 ……………</p> <p>……………<u>措置法規則第 22 条の 76 第 2 項第 2 号から第 6 号まで</u>……………</p> <p>……………</p> <p>(統括会社に該当することの証明)</p> <p>68 の 90-19 の 3 ……………</p> <p>……………<u>措置法規則第 22 条の 76 第 4 項第 4 号</u>……………</p> <p>(統括業務の基となる契約に係る書類の写し)</p>

改 正 後	改 正 前
68 の 90-19 の 4 <u>措置法規則第 22 条の 76 第 6 項</u> …………… (外国法人税の範囲) 68 の 90-20 …………… …………… <u>法第 138 条第 1 項又は所得税法第 161 条第 1 項</u> ……………	68 の 90-19 の 4 <u>措置法規則第 22 条の 76 第 5 項</u> …………… (外国法人税の範囲) 68 の 90-20 …………… …………… <u>法第 138 条又は所得税法第 161 条</u> ……………

三十五 第 68 条の 93 の 2～第 68 条の 93 の 5 (特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
(特殊関係株主等である連結法人の特定外国法人に係る所得の課税の特例) 68 の 93 の 2-1 …………… ……………68 の 90-17 の 2 から <u>68 の 90-17 の 5</u> まで……………	(特殊関係株主等である連結法人の特定外国法人に係る所得の課税の特例) 68 の 93 の 2-1 …………… ……………68 の 90-17 の 2 から <u>68 の 90-17 の 4</u> まで……………

三十六 第 68 条の 101 (農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
第 68 条の 101 (農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例) 関係	第 68 条の 101 (農業生産法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例) 関係

三十七 第 68 条の 102 の 2 (中小連結法人の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>第 68 条の 102 の 2 (中小連結法人の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例) 関係</p> <p><u>(事務負担に配慮する必要があるものであるかどうかの判定の時期)</u></p> <p>68 の 102 の 2-1 <u>連結法人が措置法第 68 条の 102 の 2 第 1 項に規定する「中小連結親法人」又は「中小連結子法人」に該当する連結法人であるかどうかは、原則として、同項に規定する少額減価償却資産の取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下同じ。）をした日及び事業の用に供した日の現況により判定する。ただし、当該連結事業年度終了の日において同項に規定する「事務負担に配慮する必要があるものとして政令で定めるもの」に該当する連結法人が、当該連結事業年度の措置法第 68 条の 9 第 2 項に規定する中小連結親法人又は当該中小連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人に該当する期間において取得等をして事業の用に供した措置法第 68 条の 102 の 2 第 1 項に規定する少額減価償却資産を対象として同項の規定の適用を受けている場合には、これを認める。</u></p> <p><u>(常時使用する従業員の範囲)</u></p> <p>68 の 102 の 2-1 の 2 <u>措置法令第 39 条の 124 第 1 項に規定する「常時使用する従業員の数」は、常用であると日々雇い入れるものであるとを問わず、事務所又は事業所に常時就労している職員、工員等（役員を除く。）の総数によって判定することに留意する。この場合において、連結法人が酒造最盛期、野菜缶詰・瓶詰製造最盛期等に数か月程度の期間その労務に従事する者を使用するときは、当該従事する者の数を「常時使用する従業員の数」に含めるものとする。</u></p>	<p>第 68 条の 102 の 2 (中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例) 関係</p> <p><u>(連結事業年度の中途において中小連結法人等に該当しなくなった場合の適用)</u></p> <p>68 の 102 の 2-1 <u>連結法人が各連結事業年度の中途において措置法第 68 条の 102 の 2 第 1 項に規定する中小連結法人等に該当しないこととなった場合においても、その該当しないこととなった日前に取得又は製作若しくは建設をして事業の用に供した同項に規定する少額減価償却資産については、同項の規定の適用があることに留意する。</u></p> <p>(新 設)</p>

三十八 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p><u>(経過的取扱い…改正前の措置法等の適用がある場合)</u></p> <p><u>改正法令（所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 40 号）、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 159 号）及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成 28 年財務省令第 22 号）をいう。）による改正前の措置法、措置法令及び措置法規則（改正法令の附則により読み替えて適用される改正前の措置法、措置法令及び措置法規則を含む。）の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、この法令解釈通達による改正前の租税特別措置法関係通達（連結納税編）の取扱いの例による。</u></p>	<p>(新 設)</p>